高知市有機市民農園貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有機栽培の体験を通して市民の有機農業及び有機農産物への理解を深め、食の安全及び環境保全への取組について関心を高めるとともに、地域間交流の促進及び耕作放棄地の有効活用を図ることを目的として設置する高知市有機市民農園(以下「有機市民農園」という。)の運営及び貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 この貸付けの実施主体は、高知市とする。

(貸付対象農地)

第3条 有機市民農園の所在,地番,面積その他の事項は,市長が別に定める。

(募集の方法)

第4条 有機市民農園の利用者(以下「利用者」という。)の募集方法は、一般公募による。

(申込みの方法)

- 第5条 有機市民農園の利用を希望する者は、市長が定めた募集期間内に、利用申込書(様式第1号)により、 市長に申し込まなければならない。
- 2 前項の申込みをすることができる者は、高知市に住所を有している者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、有機市民農園の利用を希望する者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、申込みをすることができない。

(選考の方法等)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定に基づき申し込みをした者(以下「申込者」という。)の中から利用者を決定するものとする。
- 2 市長は、申込者の数が募集区画数を上回る場合は、抽選により利用者を決定するとともに、順位列に10人以内の補欠利用者を決定するものとする。
- 3 市長は、利用者の決定に当たっては、公平性に配慮するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により利用者を決定した場合は、利用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 5 前項の規定により、通知を受けた利用者は、市と当該貸付けに係る利用区画(以下「利用区画」という。) の貸付契約(以下「貸付契約」という。)を締結しなければならない。

(貸付期間)

- 第7条 有機市民農園の貸付期間(以下「貸付期間」という。)は、毎年4月1日から当該貸付けを開始した日の属する年度の末日までの1年間とする。ただし、貸付期間の途中から貸付けを開始する場合の貸付期間は、貸付けを開始した日から当該貸付けを開始した日の属する年度の末日までとする。
- 2 貸付期間は、更新することができる。ただし、通算で5年を超えることができない。 (貸付条件)
- 第8条 有機市民農園の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 利用者は、次条に定める貸付料を市長が定める期日までに納付しなければならない。
 - (2) 有機市民農園での栽培は、原則として化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこととし、環境負荷の低減及び食の安全安心に配慮するものとする。
 - (3) 利用者は、有機市民農園において次に掲げる行為をしてはならない。
 - ア建物又は工作物(トンネルハウス等簡易なものは除く。)を建築又は設置すること。
 - イ 営利を目的として作物を栽培すること。
 - ウ 利用区画を転貸し、又は賃借権を譲渡すること。

- エ 樹木及び永年性作物を栽培すること。
- オ 利用区画以外への立入り、給水施設(以下「施設」という。)の不正利用、ゴミ投棄、不法駐車等近隣 の住民又は他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- カ 廃物, 汚物若しくは資材等の農作物栽培に必要としない物を搬入し, 又は耕土を搬出すること。
- キ その他有機市民農園の運営の支障になること。

(貸付料)

- 第9条 有機市民農園の貸付料は、1区画当たり年額18,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸付期間の途中から貸付けを開始する場合は、18,000円を12で除して得た額に当該開始した日の属する月から年度末の月までの月数を乗じて得た額とする。

(貸付農地の管理運営等)

- 第10条 市長は、利用区画及び施設(以下「利用区画等」という。)の適切な維持及び運営を図るため、利用区 画等の管理等を委託することができる。
- 2 委託の内容は、利用区画等の維持管理に必要な作業及び定期的な巡回、利用者に対する必要な指示及び指導 等とし、利用者の希望に応じて有機栽培について助言等を行うものとする。

(貸付契約の解除事由)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除することができる。
 - (1) 第8条の貸付条件に違反したとき。
 - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 利用区画を正当な理由なく耕作しないとき。
 - (4) 利用者が貸付契約に違反したとき。
 - (5) 有機市民農園の管理運営上、特別な事情が生じたとき。

(貸付農地の返還等)

- 第12条 利用者は、貸付期間が終了したとき、又は前条の規定により貸付契約が解除されたときは、遅滞なく利用区画を原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 2 市長は、利用者から返還された利用区画の貸付けについては、補欠利用者がある場合はその順位に従い決定するものとする。

(損害への対応)

- 第13条 市長は,第8条に規定する貸付条件,第11条に規定する貸付契約の解除又は天災,病害虫,盗難その他の原因によって生じた農産物,器材等の損害又は事故に対しては,その責めを負わないものとする。
- 2 利用者は、自らの責めに帰すべき事由により利用区画及びその周辺の土地を汚染し、又は施設を破損若しくは滅失したときは、自らの負担においてその損害を賠償しなければならない。

(貸付料の返還)

- 第14条 利用者が既に支払った貸付料は返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部又は 一部を利用者に返還することができる。
 - (1) 利用者の責めによらない事由により貸付けができなくなった場合
 - (2) 市長が相当な理由があると認めた場合
- 2 前項に掲げる貸付料の一部返還の額は、18,000円を12で除して得た額に貸付けが終了した日の属する月の翌月から年度末の月までの月数を乗じて得た額とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 利用者は、貸付期間が終了した場合又は第11条の規定により貸付契約が解除された場合において、利用 区画の改良費等の有益費その他の費用を支出していても、当該費用の償還請求を行わないものとする。 (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、有機市民農園の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月16日から施行し、この要綱による改正後の高知市有機市民農園貸付要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後要綱の規定は、令和3年4月1日以後に契約締結のあった有機市民農園の貸付けから適用し、同日前に契約締結のあった有機市民農園の貸付けについては、なお従前の例による。